

1. 予防接種について

(1) 予防接種施策等について【資料1-1、1-2】

予防接種法に基づき、平成 26 年に策定した「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、分科会において、予防接種施策の実施状況や効果等、定期的な検証を行っている。

平成 25 年に成立した改正予防接種法の衆参両院での附帯決議を踏まえ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下において「分科会」という。）において、水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン及びB型肝炎ワクチンを定期接種に位置づけた。また、令和 2 年 10 月からロタウイルスワクチンを定期接種に位置づけた。

この他、帯状疱疹ワクチンなどのワクチンについても、定期接種に位置づけることについての評価及び検討を行っているところであり、引き続き検討を行っていく。

(2) HPV ワクチンについて【資料1-3~1-5】

HPV ワクチンについては、広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が接種後に見られたことから、平成 25 年 6 月以来、この症状の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切に情報提供できるまでの間、定期接種の積極的な勧奨を差し控え、検討を進めている。

HPV ワクチンに関する情報提供については、審議会での「HPV ワクチンについて、国民に対する情報提供を充実すべきである」との意見を受け、平成 30 年 1 月に情報提供のためのリーフレットを改訂し自治体へ周知するとともに、厚生労働省ホームページへの掲載を行った。

その後も情報提供の現状について評価を行いつつ、今後の在り方について議論を続け、令和 2 年 9 月の審議会において、接種対象者への情報提供資材等の個別送付の方針とリーフレットの改訂内容が了承された。HPV ワクチンが公費で接種できることの周知と、接種対象者等が接種の検討や判断をするための情報や、接種を希望した際に接種に必要な情報を届けるために、市町村から情報提供資材の個別送付について御協力をお願いする。

また、9 価 HPV ワクチンは 2020 年 7 月に薬事承認され、今後、定期接種化の是非等をワクチン評価に関する小委員会において議論されることになる。

HPV ワクチン接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について（平成 26 年 9 月 29 日付健感発 0929 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」に基づき、都道府県単位で協力医療機関を選定しており、また、HPV ワクチン接種後に症状が生じた方からの、医療、生活、教育等多岐にわたる相談を一元的に受け付け、個別の状況に応じて柔軟に対応することを目的として、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について（平成 27 年 9 月 30 日

付健発 0930 第 7 号・27 文科ス第 419 号厚生労働省健康局長・文部科学省スポーツ・青少年局長連名通知)」に基づき、都道府県において、相談窓口を設置する等により、HPV ワクチン接種後に生じた症状に苦しんでおられる方に対して寄り添った支援を行ってきたところである。

引き続き審議会の御意見を踏まえ、情報提供を進めていくとともに、今後の接種の在り方については、引き続き審議会の御意見を踏まえ検討を行っていく。

(3) 予防接種法の 5 年後見直しについて

予防接種法については、平成 25 年改正法の附則に、施行後 5 年を目途として改正後の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。審議会において意見交換やヒアリングを実施するなど、引き続き検討を行うこととしている。

(4) 予防接種センター機能推進事業について【資料 1-6】

予防接種センター機能推進事業については、予防接種に当たって注意を要する者（基礎疾患を有する者やアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等）が安心して接種ができる医療機関の設置、夜間・休日に予防接種ができる体制の整備、予防接種に関する知識や情報提供、医療相談、医療従事者向け研修、ワクチンの在庫状況及び需給状況等を速やかに把握できる体制の整備等を実施するため、都道府県に最低 1 か所設置するよう依頼するとともに、国庫補助事業を実施してきた。（令和 3 年 1 月時点：21 府県 34 医療機関が設置）

近年、接種するワクチンの増加に伴い、被接種者や保護者からの問い合わせ内容が複雑化していること、予防接種やワクチンに関する最新知見を得るための医療従事者研修の充実や予防接種間違い防止に向けた取組が求められていること等を踏まえ、地域での予防接種の中核として、予防接種センター機能を有する医療機関の設置と機能強化について、特段の御理解と御協力をお願いする。

(5) 予防接種に関する間違い報告について

予防接種に関する間違い報告については、平成 25 年度以降、定期接種実施要領に基づき市町村からの報告を都道府県で取りまとめの上、間違いの態様ごとに報告をいただいているところであり、第 41 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会へ報告を行っている。市町村においては定期接種が適切に実施されるよう、引き続き御協力をお願いする。

(6) 予防接種後の健康状況調査について【資料 1-7】

予防接種後の健康状況調査については、都道府県、市町村、医療機関等の協力を得て実施しており、その調査結果については、厚生労働省ホームページに掲載するなどして広く公表している。本調査結果は、予防接種による副反応を理解し、予防接種を受ける際の判断の基となるので、副反応に関する情報を求める者に対して、適宜提供されるよう、管内市町村と関係機関に周知をお願いする。

(7) 新型コロナワクチンの接種について【資料 1-8~1-10】

新型コロナワクチンの接種については自治体向けの説明会等で必要な情報提供をしているが、円滑な接種の実施に向けて全庁をあげた特段の御協力をお願いする。

(8) その他

① 予防接種による健康被害を受けた方に対する保健・福祉関係部局の連携等について

予防接種による健康被害を受けた方に対する救済措置については、障害児養育年金など救済給付の支給が円滑に行われるよう、引き続き対応をお願いする。

また、公益財団法人予防接種リサーチセンターで健康被害を受けた方に対する保健福祉相談事業を行っており、健康被害を受けた方が必要に応じて当該事業が利用できるよう、管内市町村等と連携を図り、情報提供に御協力をお願いする。

なお、予防接種による健康被害を受けた方が重症心身障害児施設等への入所を希望する場合には、本人やその家族等による申請手続等が円滑に行われるよう、福祉関係主管部局との連携を図るなどの配慮をお願いする。

② 予防接種従事者研修について

予防接種従事者研修については、平成6年度から公益財団法人予防接種リサーチセンターに委託して実施しており、毎年、都道府県と市町村の予防接種担当者に受講していただいております。令和3年度も実施を予定しているため、積極的に予防接種担当者に受講いただくようお願いする。

③ 副反応疑い報告について

令和3年度より予防接種後副反応疑い報告について、オンラインでの報告も可能となることから、これまでのFAXや予防接種後副反応疑い報告書入力アプリを利用して作成した副反応疑い報告書による報告に加えて、オンラインでの報告について管内関係機関に周知をお願いする。

④ 予防接種に関する情報について

予防接種に関する情報については、厚生労働省ホームページを随時更新している。今年度からは「ワクチンの供給状況について」として、直近の情報を掲載することとした。また、メールマガジン「感染症エクスプレス」を配信しているため、情報収集の一助としていただくようお願いする。

※厚生労働省ホームページ（予防接種関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html

※ワクチンの供給状況について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00002.html

※医療従事者向けメールマガジン「感染症エクスプレス」

<http://kansenshomerumaga.mhlw.go.jp/>